

金沢市都市再生緊急整備地域における 老朽建築物の更新に関する補助制度のご案内

(優良建築物等整備事業、緊急整備地域建築物更新促進事業)



都市再生緊急整備地域の指定を受けた「金沢駅東地域」において、老朽建築物の更新を図るため、解体や空間整備等に要する費用の一部を補助します。

建築物の更新にかかる補助を受ける場合は、事前に事業計画の認定を受けた上で、解体や建築工事を行う必要がありますので、事前に着手はしないでください。本補助金活用を検討する場合は、お早目にご相談ください。

I 専門家の派遣

※希望者のみ

対象 補助対象区域で建築物の更新を検討しているが、建て替えをすべきか事前に専門家の助言を受けて検討したい方

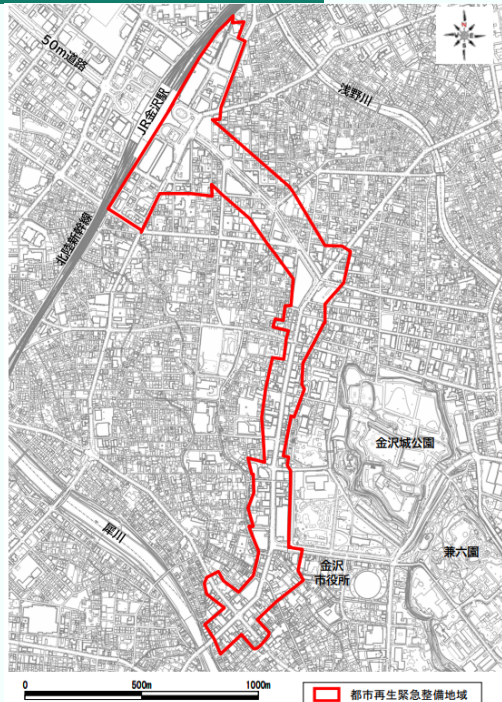
派遣方法 市が専門家を選定し、事業者派遣（年に最大4回を想定）

費用負担 予算の範囲内で市が負担

補助対象区域

「金沢駅東地域」59ha

※優良建築物等整備事業は、以下の区域のほか都心軸の沿線の一部区域も含む。



II 建築物の更新にかかる補助

① 補助の要件

	優良建築物等整備事業	緊急整備地域建築物更新促進事業
面積	敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計が500㎡以上 ※複数棟改修型は、合計の面積が1,000㎡以上	敷地面積が250㎡以上500㎡未満
事業の型・タイプ	【優良再開発型】共同化タイプ、市街地環境形成タイプ、マンション建替タイプ 【市街地住宅供給型】中心市街地共同住宅供給タイプ 【都市再構築型】人口密度維持タイプ 【既存ストック再生型】【複数棟改修型】	—
補助対象費用	建築設計費、建築物除却等費、共同施設整備費 ※事業の型・タイプにより異なる	建築物除却等費 公益的空間整備費
補助率	2 / 3	1 / 3
限度額	国が補助する額の2倍を上限として、 予算の範囲内で補助	建築物除却等費：50,000千円 公益的空間整備費：1,000千円
申請期限	5年間限定（2031年3月31日まで）	

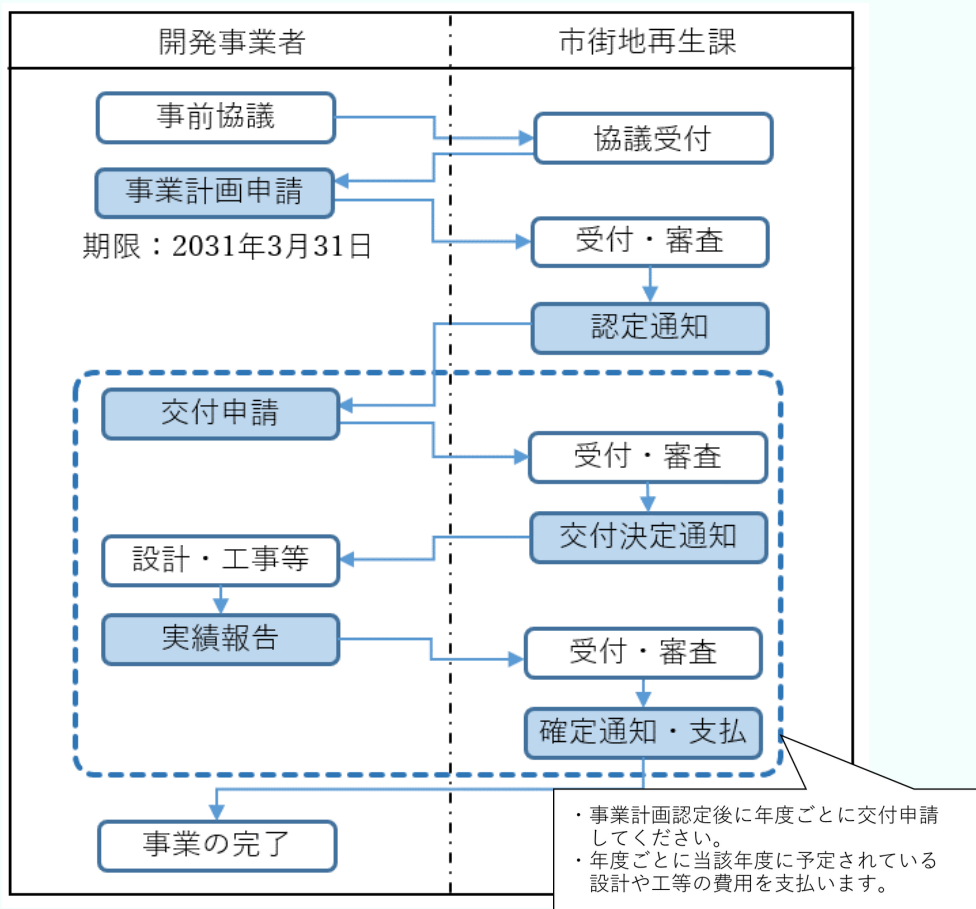
II 建築物の更新にかかる補助

国の要綱で定める要件のほか、市独自の要件にも適合する必要があります。詳細は、金沢市HPをご確認ください。

② その他建築物に係る主な要件（抜粋）

	優良建築物等整備事業	緊急整備地域建築物更新促進事業
構造	地階を除く階数が3階以上、耐火・準耐火建築物 ※複数棟改修型の場合を除く	地階を除く階数が3階以上、 耐火・準耐火建築物
空地	- 建築基準法第59条の2に定める総合設計制度に基づく公開空地又は準ずる空地を設けること - 壁面は都心軸沿線に面して2m以上後退すること（一部地区は、地区ごとに定める基準に基づき後退） ※複数棟改修型の場合を除く	敷地前面の間口に2m乗じた面積以上の公益的空間（広場、緑地、共同荷捌き場、人が自動車に乗降できる駐車場等）を設けること
都心軸に面した1階の用途	不特定多数の者が利用できる店舗	住宅以外の用途
その他	- 市の景観や駐車場に関する条例、バリアフリー法の規定を遵守すること - 風営法で規定する性風俗関連特殊営業等と認められる事業の用途に供さないこと（風俗営業については、取り扱い基準がありますのでお問合せください） - 金沢駅東地域の地域整備方針に沿うよう努めること ※金沢駅東地域内で事業を実施する場合のみ	
	・マンションを新築する場合は、金沢市マンション管理適正化推進計画に基づく長期修繕計画を策定すること	—

III 申請の流れ



問い合わせ先 金沢市役所市街地再生課

電話番号：076-220-2675

メールアドレス：shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

詳細

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shigaichisaiseika/gyomuannai/2/1/30006.html>

